

平成27年6月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成27年 6月17日〔水曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所3階議会棟 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	橋口 好文
//	3 番	瀬川 審夫
//	5 番	石寺 政和
//	6 番	岩本 延男
//	7 番	浦口 幸夫
//	9 番	日高 仙三
//	10 番	中村 正幸
//	11 番	河本アツミ
//	12 番	南 重徳
//	13 番	古田 洋美
//	14 番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

議案第4号 あっせんについて

議案第5号 荒廃農地の非農地の判断について

議案第6号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について



○局長

おはようございます。ただいまから6月の定例総会を開催いたします。

開催に先立ち会長に挨拶をお願いしまして、その後、引き続き議事の進行をお願いいたします。

○会長

皆様おはようございます。

気象庁の方から九州南部が梅雨入りとの発表があったのが6月2日でしたけれども、これが平年に比べて2日遅いということで、去年と同じとのことでした。

奄美と沖縄の方は梅雨も上がったようですけれども、私事で恐縮ですが、除草剤散布に行くと雨が降って帰ってくる、また、もうしばらくしていくと、また雨が降るということで、今年の梅雨は、本当に晴れ間もなくて大変ですが、作物の方も日照不足で、ちょっと被害が出てくるんじゃないかなと心配されるところです。我が種子島も早く梅雨が上げって欲しいと思います。

また、本日は総会の終了後、先月ありました農業委員会会長・局長会議での改正農業委員会法について、事務局の方から報告するように準備をしておりますので、よろしくお願いします。

なお、この法案というのが国会において審議中の法案で、農地の保全という重要な責務を負う農業委員会の方向性を決定するもので重要な法案です。

今後の国会審議の動向が懸念されるところですけれども、見守っていただきたいと思います。

また、このぐずぐずした天気も、もう少し続きそうですので、皆様におかれましては体調管理のほうにお気を付けください。

○議長

それでは、6月の定例総会を開催いたします。

初めに、日程第1「西之表市農業委員会会議規則第10条に規定する議事録署名委員」の指名をいたします。

署名委員には、1番小倉委員と、2番橋口委員を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の方、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は1ページです。今月は所有権移転6件、賃借権設定2件、使用貸借権設定2件、合計10件の申請がありました。

1番です。住吉深川地区です。台帳地目田・畑・原野、現況地目畑の3筆で、合計面積5, 975平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

2番です。住吉深川地区です。台帳地目原野・田、現況地目畑・田の5筆で、面積3, 629平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

1番と2番の借人は同じで、許可後の経営面積が9, 604平米となり、下限面積の50アールを超えます。

2ページをお開き下さい。

3番です。住吉中之町地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積6, 800平米を使用貸借により4年間借り受けるものです。

許可後の経営面積が6, 800平米となり、下限面積の50アールを超えます。

4番です。上西横山地区です。台帳現況地目田・畑の2筆で、合計面積3, 002平米を贈与により所有権移転するものです。

5番です。現和下之町地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積883平米を売買により所有権移転するものです。

6番です。安納軍場地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積6, 231平米を使用貸借により3年間借り受けるものです。

許可後の経営面積が6, 231平米となり、下限面積の50アールを超えます。

3ページをお開き下さい。

7番です。安納峯地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積536平米を贈与により所有権移転するものです。

8番です。現和庄司浦地区です。台帳地目畑、現況地目原野の1筆で、面積2, 073平米を売買により所有権移転するものです。

現況は原野となっておりますが、許可後に譲受人が整地を行って耕作するということで3条申請を行っております。

9番です。伊関沖ヶ浜田地区です。台帳現況地目畑の4筆で、合計面積5, 432平米を贈与により所有権移転するものです。

許可後の経営面積が7, 748平米となり、下限面積の50アールを超えます。

4ページをお開き下さい。

10番です。伊関沖ヶ浜田地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積854平米を売買により所有権移転するものです。

以上、本件1番から10番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

○議長

只今、事務局より報告がありました。

続きまして、担当委員の報告をお願いします。

○3番委員

はい、3番です。第3条許可申請について番号1・2番と一緒に説明させていただきます。

12日に、譲受人と現地を確認いたしました。

譲渡人の方は、高齢者で足が悪いということで、立合いはできませんでしたが、自宅を訪問し確認したところ間違いないということでした。

この1番2番の譲渡人の方は兄弟です。譲受人の方は、2番の方の孫さんになります。現在、西之表市内に在住ですが、新規就農者で先々は後継者として地元に帰ってくる予定だということです。申請どおり間違いないということでした。

続いて、3番を説明させていただきます。

この住吉地区については、集落は中之町集落になっております。同じく12日に、譲受人と、譲渡人の婿さんと現地を確認に参りました。

先ほど申し上げましたように、6反ちょっとある畑に芋を植えておりまして、婿さんの話では、この譲受人の方は埼玉の大学を出て3月來たばかりで、この譲渡人の孫に当たります。それで、この方の後継者になるような内容の話でした。

今後、譲渡人が指導をして、これから先、農業の勉強をしていきますということでありました。この譲渡人の方は、高齢で、現地立会は出来ませんでしたが、その婿の方に話を聞いたところ、申請どおり間違いないということでした。

以上です。

○議長

4番は、私の担当ということで説明をいたします。

11日に現地を確認しました。田が二枚で作付がなされておりまして、畑はミカン畑で、シカがものすごく多いということで、作物を作ってもシカの被害で収穫にならない為、現在ミカンが作付されておりました。

譲渡人の方は、譲受人の叔父さんの娘にあたり、いとこ同士になるそうで、この叔父さんが、種子島を出していくときに、譲受人の方に、この土地はやるからと、名義を変えるようにと言われていたらしいんですけども、延び延びになって今回その申請をしたことです。

譲渡人の方は、神奈川に住んでおりまして、電話で確認をしたところちょうど旦那さんが出来まして、奥さんから聞いている間違いないということでした。

以上です。

○7番委員

7番です。番号5について報告いたします。

申請地は、現和小学校の北方向に当たります。上之町地区の圃場整備区域内の畑です。

面積は883平米、譲渡人は高齢のため、規模縮小ということもあり、畑が譲受人の畑と隣接しているということで、今回の申請となつたようです。

譲受人は普通作物の他、安納芋とか園芸作物も耕作しております、大変意欲のある農家さんです。6月11日に現地を譲受人と確認いたしました。また、譲渡人には電話で確認をいたしました。

以上です。

○9番委員

9番です。番号6につきまして説明をします。

譲渡人、譲受人は親子関係にあります。譲受人が昨年定年退職をいたしまして、これからは、譲渡人の農業を引き継いでいくということで、今回の申請になっております。2筆ありますが、2筆とも安納芋を作付しておりました。間違いございません。

続きまして、7番について説明いたします。

これも譲渡人・譲受人は親子関係にあります。譲受人の方は、酪農を営む認定農家です。今回、農地だけではなく、他の資産の方も名義変更という手続を進めておりましたが、自宅近くに野菜などを植えている農地があったということで、一緒に名義変更ということで、3条申請となっております。6番7番とも6月16日に現地調査をしております。

申請どおり間違いありませんでした。

以上です。

○10番委員

10番です。番号8について説明いたします。

譲渡人の方は電話にて確認をしました。譲受人の方は13日に、庄司浦の現場にて立会いをして頂いて説明を受けています。結構荒れてまして、機械がある為、整地してサトウキビを作付けしたいとのことでした。申請通り間違いありませんでした。

以上です。

○13番委員

13番です。整理番号9について説明いたします。

譲渡人・譲受人は親子関係ですけども、現在のところ、譲渡人は鹿児島に住んでおります。電話をしましたが、ちょっと話せるような状態ではございません。病気のようで、兄弟が地元にいましたので、兄弟と協議をいたしました。譲受人には12日に立ち会いをして頂きましたが、畑の4筆、下平原と、鷺の山1, 500平米、については、面積がおかしいということで、15日に再度訪問をして聞き取り調査をいたしました。

そうしたら、この2筆については割畠になってしまっておりまして、約半分ずつですけども、長男の名義が入っておりました。残りの分は譲渡人の名義でしたので、申請をしていいということでございましたので、今回の総会に提案をさせて頂きたいと思います。

譲受人は、農機具が全部揃っております、認定農業者であります。サトウキビの刈り取り作業も受託している農家でございます。問題はないと思います。審議をよろしくお願ひいたします。

続いて10番について説明いたします。

譲渡人・譲受人、6月12日に立ち会いのもと、現地調査をいたしました。

譲渡人は少し病気がちで、ちょっと規模を縮小したいということで、譲受人の方は、観光物産の会社を経営している方でございます。農機具は揃っていますけども、この畑に安納芋の育苗ハウスを建てたいということで、今回の申請に至ったということでございました。この方も3条規定について、問題ないと思いますので皆様の審議をよろしくお願ひします。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

只今、議案第1号について、事務局並びに、担当委員の方から説明がありました。

議案第1号について質疑のある方は举手をお願いします。

○議長

はい、異議なしとの声がありました。それでは採決をします。

議案第1号の1番から10番について、原案どおり許可することに賛成の方は举手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の1番から10番については、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は5ページです。今月は一般住宅1件の申請がありました。

1番です。申請地は榕城野首地区の土地1筆で、台帳現況地目畠、面積230平米であります。申請理由は、現在借家住まいであるため、実家近くの申請地を借り受けて自己用の住宅を建築したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外であり、農地規模が10ヘクタール未満で、水道管や下水道管等の設備及び500メートル以内に2以上の教育施設や医療機関が存在する都市的環境整備農地であるため、第3種農地と判断されます。

周辺は宅地と道路がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われます。

また、融資証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われます。

以上で説明を終わります。委員の皆さまのご審議よろしくお願ひいたします。

○議長

今月は、農地法第5条の規定による許可申請については、1件でした。

また、昨日現地調査が行われております。3カ月続いての雨で、昨日も大雨の中で調査をして頂いたようです。大変お疲れ様でした。

それでは、調査委員長の報告をお願いします。

○9番委員

はい、9番です。昨日16日、私と10番委員、担当委員と事務局で申請人立会いのもと現地調査を行いましたので報告いたします。

まず5条申請ですが、場所は、種子島中学校裏、野首公民館近くの住宅街の中にある農地です。みてわかるように、分筆はしておりますが230平米で、申請人の義父という方の農地で、現在家庭菜園として、野菜等作っております。周りが住宅地であるということで、周りに農地はないということです。排水等も完備しており、関係書類等も確認しましたが、図面等、また融資関係、資金関係登記簿謄本等、これは許可相当であるということで、我々の意見は一致をしたところです。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは担当委員の報告をお願いします。

○12番委員

はい、12番です。

只今の調査委員長の報告がありました通りでございます。ただ、今までとちょっと違ったのが、使用貸借ということです。本人に聞いたんですけれども、娘婿ということで、しかも、大阪出身の方のようで、長男であるということ、そして将来は、大阪の方に帰るかもしれないということで、貸借という形をとったようです。別に銀行の方も問題ないということで、融資を受けられるように聞いております。問題ないと思っております。

よろしくお願いします。

○議長

只今、事務局、調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。

この件について質疑のある方は、挙手をお願いします。

○議長

はい、異議なしの声がありました。

それでは、採決をしたいと思います。

議案第2号の1番について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の一番について」は原案どおり許可することに決定し、県の常任会議員会議に諮問をいたします。

○議長

続きまして、議案第3号「非農地証明願いについて」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は6ページです。

1番です。住吉能野里地区です。台帳地目は畑ですが、平成16年頃から耕作せず、現在原野となっています。交付基準1(エ)に基づいた申請です。

2番です。古田十三番地区です。台帳地目は畑ですが、平成20年頃から耕作せず、現在原野となっています。交付基準1(イ)に基づいた申請です。

3番です。現和下之町地区です。台帳地目は畑ですが、昭和35頃から耕作せず、現在宅地となっています。交付基準2に基づいた申請です。

4番です。安納沖ヶ浜田地区です。台帳地目は田ですが、現在原野となっています。年月日不詳です。交付基準1(イ)に基づいた申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

この件についての昨日16日、現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告をお願いします。

○9番委員

はい、9番です。昨日、非農地証明願いにつきまして、現地調査を行いましたので、報告をいたします。

番号1の場所は、国道沿いの能野海水浴場の手前から上方に上がった、農道沿いにある農地です。写真にありますように、農道沿いであり、幾分草が茂っておりますが、前にトラクターでロークリーをかけた後もあり、本人の申請によりますと、石が出てちょっと農地として利用できないということで、交付基準1の(エ)該当するんじゃないかということで申請がありました。我々も歩いて畑の中を調査しましたが、石があるということでしたが、大きな石がリッパーをかけた時出てきたということで、その石は取り除いてなかったんですが、その反対側にはサトウキビ畑がありまして、ここもまだ農地として利用できるんじゃないかと、本人とも話したわけです。

交付基準1の(エ)によりますと、「土地の状況から見てその土地を農地として復元しても継続して利用できないと見込まれる農地」と言うことになっております。

これにはちょっと該当しないんじゃないかということは本人と話しまして、すでに離農している方でありますので、借りる方を探して荒らさないよう、周りの農地にも影響がありますので、このまま耕作をするような努力をしてくださいということで、お願いをしてきましたところです。

我々、調査員の意見としては、今回の申請は一応不許可ということで一致しております。

続きまして、2番です。これは十三番の県道沿いにあります、近くが、以前申請のあった精脱施設ができる場所の近くの農地です。写真のとおり、面積もありますが、幅が約15m程度、補足で測りましたが、縦が70mぐらいの農地であり、県道沿いから入りますと、道路側には、かやが茂っておりまして、奥の方は雑木等が茂っている所です。農地には復元できないだろうということでありまして、面積も狭いということあります。これは許可してもいいんじゃないかということで意見の一一致をしたところです。

続きまして3番です。現和の下之町の農地です。現和小学校の前の道から西俣に下りた所のすぐ左手の場所でした。申請理由にありますように、昭和35五年ごろから耕作していないということで、その以前は耕作していたとのことですが、この現在、写真にあるように、家が昭和40年ごろ建ったそうで、現在だれも住んでなく、親戚に方に立会をして頂いたんですけど、この方たちが小学校の頃には建ってたんじゃないかということでした。

これも交付基準の2に該当いたしますので、これは許可相当として、意見の一一致をみたところです。

続きまして4番、伊関の農地ですが、2筆あります。1筆は田ですが、これは年月日が不詳となっておりますが、伊関の方に貸していた土地であります。

それまでは耕作していたわけですが、実を言いますと10年ぐらい前に、違反転用があって、農業委員会から指導を受けて転用した建物を撤去した跡の残地だということです。その建物が建っていた場所で、石とかあって農地として復元できること、また田への入り口もない状態です。そういうことで、非農地として許可相当として意見の一一致をみたところです。

続きまして、もう1筆ですが、これも伊関地区、同じ申請人です。見ての通り、入り込む道も狭く大きな車とか入っていけない農道でした。周りもちょっと荒れており、平成13年の大雨のときに、上の方の水路が破損したということで、この辺が非農地化したことです。その中の1筆です。

この案件も農地として復元できないだろうということで、調査員としては一致したところです。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは、担当委員の報告をお願いします。

○1番委員

はい、1番です。番号1番については、調査委員長の報告のとおりであります。

付け加えることはありません。

○6番委員

はい、6番です。先ほどの調査委員長の報告のとおりであります。

特にありません。

○7番委員

はい、7番です。私どもが中学生の頃には、家があったと思いますので許可相当と判断されます。

以上です。

○13番委員

はい、13番です。番号4については、調査委員長の報告のとおりで、私の方からはありません。

○議長

ただいま事務局並びに調査委員長また、担当委員の方から説明がありました。

この件について質疑のある方は挙手をお願いします。

○議長

はい、異議なしという声がありました。それでは、採決をいたします。

それでは1番の案件ですけれども、これは不許可ということでおろしいでしょうか

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは、1番が不許可ということで、2番から4番について、非農地として承認することに賛成の方は、もう一度挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは、2番から4番について皆さんの賛成ですので、議案3号「非農地証明願い」の2番から4番については、非農地として承認することといたします。

○議長

続きまして、議案第4号、「あっせんについて」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「あっせんについて」を説明いたします。資料は7ページです。

今月のあっせん申出は「貸したい」の申し出が1件、「借りたい」の申し出が1件、

「売りたい」の申し出が1件、合計3件の申し出がありました。

7ページ上段「借りたい」の申し出です。下西川迎地区在住の方から申請がありました。下西・住吉方面で農地を借りて、さとうきび・芋の経営面積拡大を行いたいとのことです。あっせん委員は5番石寺委員と1番小倉委員にお願いいたします。

7ページ下段「売りたい」の申し出です。場所は現和西俣地区の田2筆、合計面積1,

581平米です。相続により農地を取得しましたが、現在西之表市に居住せず、帰ってきて農業をする予定もないため、財産を処分したいとのことです。対価につきましては、地域の実情に応じた金額をあっせん委員に仲介していただきたいとのことです。あっせん委員は10番中村委員と7番浦口委員にお願いいたします。

8ページをお開き下さい。

8ページ上段「貸したい」の申し出です。場所は国上白石地区です。担当地区の農業委員に相談をして借手を探してもらいましたが、なかなか見つからない状況であるので、担当委員も引き続き借手を探しますが、農業委員会のあっせん台帳にも登載をして借手を探してほしいとのことです。あっせん委員を8番日笠山委員と14番白河委員にお願いいたします。

以上です。

○議長

今月は、「借りたい」の申し出が1件、「売りたい」の申し出が1件、「貸したい」の申し出が1件ありました。

これについて、質疑はありませんか。

○議長

はい、異議なしとの声がありました。

それでは、あっせん委員になられた方はよろしくお願ひします。

○議長

続きまして議案第5号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

案第5号「荒廃農地の非農地の判断について」です。資料は9ページから13ページです。

今月は81筆、合計面積83,090平米を提案させていただいております。

非農地通知の交付には現況地目を記入しなければならないことから、担当委員の報告では何番から何番まで、現況地目は何であるかをご報告ください。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは、担当委員の調査報告をお願いします。

○8番委員

はい、8番です。非農地調査の結果を報告したいと思います。

1番が山林、2番が畑、3番から13番までが山林、14番が畑、15番から17番までが原野、18番から22番までは山林、23番が原野、24番から26番までが山林、27番が原野、28番が山林、29・30番が原野、31番が山林、32から38

番までが原野、39番が山林、40から42番まで原野、43番は雑種地、44・45番が原野、46番から49番まで山林、50番が原野、51番が山林、52番は雑種地53番は山林、54番が原野、55番が原野、56番が山林、57番から59番までが原野です。

○14番委員

はい、14番です。60番から81番までを報告します。

60から63番まで原野、64から66番まで山林、67番が原野、68・69番が山林、70番が畑、71番から73までが原野、74番が山林、75番が畑、76・77番が山林、78番が原野、79番が畑、80番が原野、81番が山林、以上です。

○議長

只今、事務局及び委員の方から説明がありました。

これについて質疑はございませんか。

○議長

はい、異議なしの声がありました。

ただいまの報告のとおり決してよろしいか、承認する方の挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、議案第5号については、委員の報告どおり非農地として承認し、該当所有者には、非農地通知を発行いたします。

○議長

続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第6号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。

まず、利用権の設定を説明いたします。1-1ページをお開き下さい。

1段目です。期間が平成27年7月1日から平成29年6月30日の2年間、地目畑、面積13,888平米、内更新分10,891平米、利用権の設定をする者3人、受ける者2人です。

2段目です。期間が平成27年8月1日から平成29年7月31日の2年間、地目畑、面積6,455平米、内更新分6,455平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

3段目です。期間が平成27年9月1日から平成30年8月31日の3年間、地目田、面積3,120平米、地目畑、面積2,000平米、合計面積5,120平米、内更新分5,120平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

4段目です。期間が平成27年7月1日から平成32年6月30日の5年間、地目畑、

面積4, 811平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。

5段目です。期間が平成27年7月1日から平成37年6月30日の10年間、地目田、面積1, 828平米、地目畑、面積4, 582平米、合計面積6, 410平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

6段目です。期間が平成27年7月1日から平成39年6月30日の12年間、地目畑、面積5, 809平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳については1-2ページを、詳細については1-3ページから1-17ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。2-1ページをお開き下さい。

1段目です。平成27年6月24日に所有権を移転するものです。地目田、面積1, 134平米、所有権を移転する者2人、受ける者1人です。

2段目です。平成27年7月31日に所有権を移転するものです。地目畑、面積76, 529平米、その他19, 504平米、合計面積96, 033平米、所有権を移転する者1人、受ける者10人です。

内訳については2-2ページを、詳細については2-3ページから2-18ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長

それでは、ただいま事務局の方から説明がありました。

初めに、「利用権の設定について」を審議をします。

整理番号1番から9番について、担当委員の報告をお願いします。

○3番委員

はい、3番です。12日に、現地を確認に参りました。

この受ける者、設定する者、両者とも、足の具合が悪く歩けないということで、私の方で、現地を確認して参りました。

設定をする方については、自宅で確認をし、間違いないということで、確認をいたしました。

以上です。

○議長

整理番号の2番、3番は、私の担当ということで報告をいたします。

現地は畑が3枚あります、1枚の方は先々月申請のあった小さな畑の隣の畑で、もう1カ所はすぐ近くの畑で、もう1カ所はちょっと離れているんですけども、11日の日に、現地を確認しまして、3カ所とも牧草が作付をなされておりました。

設定する方は、大阪に在住で、連絡先について聞いたところ、管理人がおりまして、設定する方は、管理人の兄弟の子供で、管理人は横山おりまして、その方に電話をしたところ、私が管理を任せているので、私でいいですとのことで、この人に確認をした結果、間違いありませんでした。

以上です。

○5番委員

はい、5番です。番号4番、5番について報告いたします。

14日、設定を受ける方、立ち会いのもとで調査を行いました。この方は、住吉在住の新規就農者でございます。4番と5番は、隣接した農地となっております。

4番の面積は1,632平米で、台帳は2筆となっていますが、現況は1枚となっております。

5番の面積は1,365平米です。2年契約となっております。

両方ともスナップエンドウを作付したいとのことでした。設定する方とは電話で確認をとっています。

以上です

○9番委員

はい、9番です。6番につきまして、報告をいたします。

15日の日に利用権の設定を受ける方の立ち会いのもと、現地調査を行いました。

利用権の設定を受ける方は、親子できびの刈り取りの受託作業を行うキビ農家の後継者です。現地に2筆ありますが、きびの植えつけを行っているところです。

設定をする方につきましては、電話で確認をとったところです。

申請どおり、間違いはございませんでした。

○10番委員

はい、10番です。7番、8番について説明いたします。

7番の利用権の設定する方は、島外でしたので、電話にて確認をしました。

利用権の設定を受ける方は現在入院中でありまして、病院で聞き取りを行いました。

現地の方は私が確認をしています。現地は田で、稲の植え付けが終わっています。畑の方は、サトウキビと芋の植え付けが終わっています。

8番は、設定する方は庄司浦です。高齢でしたので、電話にて確認をとりました。

設定を受ける方とは、現場にて説明を受けており、安納芋と焼酎芋の植え付けが終わっています。以上です。

○11番委員

はい、11番です。9番について、説明いたします。

これは更新になっております。11日に設定を受ける方、立ち会いのもと現地調査をいたしました。現地は2筆になっているのですが、畠は同じ場所で、安納芋を植え付けっていました。

設定をする方は、大阪在住でしたので、電話で確認をいたしました。

申請どおり間違いありませんでした。よろしくお願ひします。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは、これについて、質疑のある方は挙手をお願いします。

○議長

はい、異議なしとの声がありました。

利用権の設定、1番から9番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

○議長

それでは全員の賛成ですので、利用権の設定、1番から9番について、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、「所有権の移転について」審議いたします。

整理番号1番から12番につきまして、担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

はい、2番です。所有権の移転1番、2番について報告します。

移転する方、受ける方双方を確認いたしました。

間違いございません。

以上です。

○6番委員

はい、6番です。整理番号3番から12番まで説明いたします。

11日に現地調査をいたしました。移転を受ける方で来れなかつた人は、電話で確認をしております。

移転する者は県の公社で、移転を受ける者は全員古田の茶生産者組合員であります。

この申請は昨年、所有権移転をされる予定でありましたけれども、公社の事務処理が遅れまして、今年の移転となりました。

申請地は、古田の廣掛の面積、97, 167平米のお茶園地であります。

現在の状況は、全体の65%ぐらいが、お茶を植えつけております。その他は焼酎芋とでん粉芋が耕作されております。7月31日に移転されますが、その後に茶の新植の補助事業があるということで、その事業を利用して、今後作付けしたいとのお話をした。この移転を受ける方の中には、この農地について水はけが悪いというような意見も聞きましたので、また今後、公社の方にも何らかの対策を考えていただきたいと思います。

申請に関しましては、間違いありませんでした。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

これについて、質疑のある方は挙手をお願いします。

○8番委員

はい、8番です。現況地目で山林というのがありますが、これは、公社が基盤整備した所ではないですか。

○6番委員

それについては、法面みたいに周囲に回っている所がありまして、それも一緒に買つてもらうということで、山林と農地に別けて登記がされているようです。

○議長

他にありませんか。

はい、それではないようですので、採決をしたいと思います。

所有権の移転の1番から12番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、所有権の移転、1番から12番につきまして、原案どおり承認し意見を市長の方に送付いたします。

○議長

以上で、本日の議案審議を終了いたします。

平成27年6月17日

会長 田嶋峰生

1番委員 小倉伸一

2番委員 橋口好文

